

八 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
二 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ホ 排泄管理支援用具 ストーマ器具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
○厚生労働省告示第五百三十号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百五十五号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特別介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。)については、なお従前の例による。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)以下「令」という。第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)の注1に規定する利用者等包括支援サービス費(以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。)の注1に規定する利用者等の身の状態に相当する心身の状態にある者であって、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という。附則第二十条に規定する旧法施設支援(通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。)を除く。)を利用する者とする。

二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月(平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。)ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じて得た額(その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数 四五、五〇〇単位

(1) (2)に掲げる者以外のもの 二六、八二〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者(以下「介護保険給付対象者」と総称する。) 二六、八二〇単位

ロ 一に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数 四四、六五〇単位

(1) (2)に掲げる者以外のもの 二五、九七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 二五、九七〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者を除く。) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数 一六、四四〇単位

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数 一〇、九一〇単位

(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数 一〇、九一〇単位

(二) 区分五(区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者 二九、五九〇単位

(三) 区分四(区分省令第二条第四号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者 一九、〇二〇単位

(四) 区分三(区分省令第三条第三号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者 一五、二二〇単位

(3) (2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く。 一〇、九一〇単位

(4) 介護給付費等単位数表の第5の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療養施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第5の1の旧知的障害者授産施設支援費(それぞれ通所による指定旧法施設支援(法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。)に係るものに限る。以下「生活介護サービス費」という。)を算定される者(4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数 一六、四四〇単位

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一三、六八〇単位

(二) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一〇、九一〇単位

(三) 区分四に該当する者 一〇、七〇〇単位

(四) 区分三に該当する者 八、二九〇単位

(5) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費(以下「共同生活介護サービス費」という。)を算定される者 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 二、九七〇単位

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 一一、二六〇単位

(二) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費の口の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。)を算定される者(三)に掲げる者を除く。) 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数 一、二六〇単位

a 区分六に該当する者 一、二六〇単位

b 区分五に該当する者 八、八〇〇単位

c 区分四に該当する者 六、八〇〇単位

d 区分三に該当する者 六、〇七〇単位

二 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 二、九七〇単位

ロ 行動援護に係る支給決定を受けた者(ハ及び八に掲げる者を除く。) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数 二、九七〇単位

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数 二五、一五〇単位

(一) (二)から(五)までに掲げる者 二五、一五〇単位